

【NPO 法人農都会議 食・農・環境 グループ シンポジウム】

「種子法廃止」～ その戦略と未来を考える ～

・日時 2017年12月25日（月）18：00～20：40

・会場 港区神明いきいきプラザ 4階集会室A,B

【第1部 講演】

1. 「主要農作物種子法の廃止について」

講師：堺田 輝也 氏 農林水産省政策統括官付穀物課 課長

- ・主要農作物種子法（種子法）は、昭和27年、戦後の食糧難の中、食糧増産という国家的要請を背景に、国・都道府県の主導で優良な種子の生産・普及に努めるという観点で制定された。
- ・種子法には品種開発に関連する規定はなく、品種開発は、国の研究機関、地方公共団体、民間企業等で行われているが、種子法廃止後もこれは変わらない。
- ・種子法は、稲、麦類及び大豆の優良な種子を農家に供給するために、既に開発されている品種の中から、各都道府県が自らの地域に適合した優良品種（奨励品種）を選択し、生産・増殖することを目的としている。
- ・種子法には、都道府県による「原種及び原原種の生産等」が規定されている。「原種」や「原原種」はオリジナルの種子を増殖した農業者が利用する種子の「親ダネ」となる種子のこと。この「原種」や「原原種」の増殖を都道府県は責任をもって行うことになる。一部で誤解されがちであるが、この「原種」や「原原種」は試験場等で保管している遺伝資源としての種子やオリジナルの種子のことではない。これらの遺伝資源としての種子やオリジナルの種子の管理は、種子法の有無に関係なく、予算措置等に基づく別の取組みとして行われているため、種子法の議論とは別のものである。
- ・このように、種子法の目的はあくまで開発された品種の増殖であり、品種開発や品種の保存は種子法とは関係が無く、品種開発や品種の保存の取組が種子法の廃止によって変化することはないことを御理解いただきたい。
- ・日本全体として主食用の米の需要が減っていく中、単身世帯の増加などの変化に応じて、中食・外食の需要が増えたり、国外からの日本のお米の需要が増えたりといった、多様なニーズに対応するために、今後、農業の極めて基本的な資材である種子については、今まで以上に開発・供給を戦略的に進めていくことが重要と考えている。
- ・現在も、民間企業の開発品種の流通を規制しているわけではないにもかかわらず、例えば米については、民間の開発した品種は県の奨励品種になかなか指定されにくく、基本的に、都道府県が開発したブランド米の品種が多く奨励品種に指定・供給されている。このため、昨今の米の需要の変化に応じた種子の供給への対応が後手に回っている状況にある。このような問題は、各都道府県の状況がそれぞれ異なっているにもかかわらず、種子法によって全ての都道府県での種子供給の業務を一律に義務付けていることが原因と判断した。

- ・種子法の廃止は、都道府県へのこれらの義務付けを無くすことのみを目的としており、法による義務付けが無くなったからといって都道府県における稲、麦類及び大豆の優良な種子の供給の役割がなくなるものではない。品種開発の研究も法に基づくものではないにもかかわらず継続しているように、都道府県における種子の供給の重要性は変わらない。現に、都道府県からは、それぞれの農業振興方針に基づき種子の業務を継続すると伺っている。
- ・その上で、従来の国や都道府県の開発・供給体制を活かしつつ、民間企業の開発品種も現場で有効に活用されるよう、今はほぼ参入していない民間事業者との連携によって、より充実した種子の供給体制の強化を構築することを目的として、種子法を廃止することとした。
- ・農業競争力強化プログラム（平成 28 年 11 月決定）で、農産物の価値を決定付ける種子その他の種苗は、極めて重要な農業資材であり、国際競争力ある優良品種を、官民含めた国の総力を挙げて開発して、国内供給する体制を構築することが必要不可欠であると規定している。
- ・今後、プログラムの実現に向けて、先般成立した農業競争力強化支援法も活用し、農業資材の性質に応じて価格の引き下げや資材価格形成の見直しを行い、流通コストの高止まりの原因となっている農産物の流通・加工構造を改革していくというような、農業者の努力で解決できない構造的問題の解決に取り組む。
- ・米の小売価格の構造を見ると、小売価格に対して、農業者の手取りは 30%に過ぎない。流通経費と生産コストを引き下げて手取りを増やしていくことが重要。
- ・米の買い手の意向を見ると、高価格帯が中心となっている一般家庭用仕向けが 7 割を占める一方、近年需要が拡大している、低価格帯が中心のコンビニ弁当やおにぎり、外食チェーンといった、中食・外食産業用仕向けが 3 割を占めるまでに拡大してきている状況。これに対して、産地側は、価格重視のこれら中食・外食産業用仕向けではなく、単価の高い一般家庭用仕向けの米の生産意向が高い、というミスマッチが起きており、需要に応じた体制作りが急務である。これら、中食・外食産業からは、価格はほどほどだが収量が上がることで農家の収入が確保されるといった分野での種子開発・供給が求められている状況にある。
- ・例えば米では、都道府県の奨励品種の殆どを占める一般の家庭用米やブランド米だけでなく、中食・外食用の低価格帯の米の需要が広がってきている。このことを踏まえ、このような需要に対応した、多収の品種を活用し、低コストで生産を行うことで農家の手取りが確保される取組が重要となってくる。
- ・これら多収の品種については、農研機構の開発した品種もあるが奨励品種になっておらず、広く普及しているとはいえない状況。農家がこういう品種を経営判断で選べるような環境を今後県、研究機関とも議論し、連携してよい方向に進めていきたい。
- ・種子法廃止は、都道府県への義務付けを廃止するのみであり、決して、県の役割や関与を否定するものではない。今後とも、国内の農業競争力を強化し、農業を持続的に発展させることによって食料を安定供給するために、官民の総力を挙げた取組を進める上で、都道府県は、県内の稲・麦・大豆の生産、供給の状況を的確に把握し、実態を踏まえて必要な措置を講じていくことが必要であり、今後とも種子の供給に当たって非常に重要な役割を担っていく。

- ・ 稲・麦類・大豆の種子の品質は、種子法の廃止に伴って、今後は、種苗法に基づく告示である「生産等基準」に適合するか否かが基準となる。「生産等基準」には、従来の種子法の告示で定められていた基準と同じ基準を定めた。稲・麦類・大豆の種子については、引き続き、国又は都道府県によって品質の確認が行われ、今までと同様の品質が確保されることとなる。
- ・ 種苗の生産に関する民間事業者への知見の提供は、あくまで国内農業の競争力強化のために実施する必要がある。そのため、そのような知見の提供を行う際には、その契約で、知財が不用意に流出しないよう民間事業者の考え方を確認した上で、適切な契約を結ぶ必要がある。
- ・ 都道府県に対して、知見の提供を強制することなどは一切無い。知財の流出等が起こらないよう、知見の提供の際には、国は都道府県の相談を受けながら、進めてまいりたい。
- ・ 平成9年まで都道府県に措置されていた、種子法に関する補助金は、平成10年に一般財源化され都道府県への地方交付税措置として措置されている。現在、種子法に基づく業務を都道府県が行っていることを根拠に地方交付税が措置されているが、種子法の廃止後も、都道府県の種子の供給の業務は行われることから、引き続き地方交付税の措置がされるよう、関係省庁と協議を進めている。
- ・ もともと種子法は、種子「開発」に係る決まりを定めるものではない。このため、種子法廃止で国や都道府県の研究開発が阻害されることは想定されない。むしろ、今後は民間との研究開発をより積極的に進める方向性であり、成果が出るような体制を構築していきたい。
- ・ 外資系企業が日本の種子市場を席卷するという懸念が寄せられているが、種子法にそのような企業の参入を阻む規定はなく、種子法が外資系企業の参入を阻んでいたわけではない。そのような状況であっても、実態として外資系種子企業は日本市場にはあまり参入していない。いわゆる「農業メジャー」などと呼ばれる外資系の企業による種子販売は、広大な耕作面積・均一な気象条件で大量生産される作物の種子を取り扱い、利益を上げるビジネスモデルとなっている。一方、日本は農地が狭く、降水量、気温、日照条件等の栽培条件が地域で大きく異なるため、多様な品種が必要となる。このため、外資系企業は現在のビジネスモデルを日本の種子市場でそのまま適用することができず、魅力ではないと判断している。この状況が種子法の廃止で変わることはないと考えている。

2. 「種子法廃止とこれからの日本の農業について」

講師: 山田 正彦 氏 元・農水大臣 弁護士 日本の種子(たね)を守る会顧問

- ・ 日本は TPP 協定を批准した— 2016年2月、ニュージーランドで TPP 協定署名した。
- ・ この署名時の日米交換文書がある— 投資のところに、日本政府は、米国統治下の要望を聞いて、各省庁に検討させ、必要なものは規制改革会議に付託し、規制改革会議の提言に従う、とある。
- ・ 今、政府は国会答弁でも、TPP 協定は有効だと、言っている。
- ・ コシヒカリの品種を農家は 400~600 円/kg で購入しているが、民間・三井化学の品種のみつひかりは F1 品種だが、4,000 円する、7 倍から 10 倍も違う。日本モンサントの品種も 3 倍。農家には、反当り 4kg 必要だから、茨城県農家は、2,000 円ですんでいたのが、みつひかり使う

- と、8倍くらいに高くなる。これまでは、安く安定的に供給できた。
- ・種子法のあったおかげで、亜熱帯から亜寒帯の日本列島で、米だけで 300 品種、伝統の古来種含めると、1000 種類くらいのコメが生産されている。
 - ・茨城県つくばの試験場で、コシヒカリの原原種を一本、一本植えて、30 年間作ってきているが、異株（丈が長過ぎる、葉が違う、とか）を取り除いていく。2 年目は、県の種苗センターで発芽率 90%以上ないといけないので、何度も検査してきている。
 - ・種子法が廃止され、民間の手にゆだねられると、どうなるか。種子の値段が高くなっていく。
 - ・日本モンサントの「とねのめぐみ」という品種を栽培している農家に行き、契約書を見せてもらった。指示に従わないときは、日本モンサントに賠償責任を負う、と記されている。
 - ・住友化学の「つくば SD」契約書には、農薬と化学肥料は指定されたもの全量使うこと、できたコメは、全量指定されたところに出荷すること、と記載。災害時の責任は、住友化学の責任はない、すべて生産者の責任と、一方的な契約になっている。
 - ・2014 年の世界の種子のシェアは、大手 8 社が 78.1%占めている。合併でこれが 6 社になる。日本の野菜種子は F1 になっていて、海外で生産されている。三井化学の「みつひかり」は F1 種の多収米。
 - ・F1 種を食べたミツバチの女王蜂が、不妊症になっている、という記事が欧米で出た。
 - ・種子法があったおかげで、稲、麦、大豆は、F1 ではなく、伝統的な種で来れた。これからどうなるか、問題だ。
 - ・先ほどの堺田課長の講演で、官と民の活力―
 - 「3 種子法廃止後の都道府県の役割 (1) 都道府県に一律の制度を義務付けていた種子法及び関連通知は廃止するものの、都道府県が、これまで実施してきた稲、麦類及び大豆の種子に関する業務のすべてを、直ちに切りやめることを求めているわけではない。」
 - の「直ちに切りやめることを、今、求めているわけではない。」ということは、いずれ、止めざるを得ないと取れるのではないか。
 - ・「民間事業者による稲、麦類及び大豆の種子生産への参入が進むまでの間、種子の増殖に必要な栽培技術等の種子の生産に係る知見を維持し、」
 - は、今後、民間企業、さらには、遺伝子組換えが入ってくる、それまでの間は、従来の知見を維持する、「それを民間事業者に対して提供する役割を担う」とあり、参入までの間は、知見を提供する、と明記されている。海外企業には、都道府県が契約できちんと決めるように、言っている。
 - ・しかし、国の農研機構は米の種子だけで 6 万種を持ち、いろんな育種の知見も持っている、この農研機構知見と都道府県の知見について、国会での大臣答弁では、農業競争力強化支援法では、内外無差別だから、海外企業も差別しない、と答弁している。堺田課長は口頭では、都道府県が契約で、と言っても、農水省の説明文章には、こういう記述は一言も、海外企業には知

見を与えない、とは入っていない。

- ・ 2001年には、日本モンサントが、遺伝子組換えのコシヒカリ（除草剤散布に耐性を持つ稲）を日本政府から承認を得て、一般圃場での栽培許可を得ている。

こういう遺伝子組換え稲の栽培を、既に政府は、70種ほどの種類を承認済み。

日本モンサントが、日本市場に魅力がない、というのは、堺田課長の希望的観測に過ぎない。私は、そういうことはない、と思っている。

- ・ 私の一番の心配事は、種苗法で新品種のコメは特許申請できる、種苗法は開発者の知的財産権としての権利を守るもの、日本は種子法で知見を持ってきた。

米国は NAFTA（北米自由貿易協定— 米国、カナダ、メキシコ）で、メキシコはトウモロコシの原産国だったにもかかわらず、デュポン、モンサント、シンジェンタ等の種子会社が、米国で特許申請した。

- ・ 種子に対する特許制度は、米国が始めて、日本、最近になってカナダも制度化。
- ・ メキシコ農民は、トウモロコシ原産国だったのに、今、トウモロコシの応用特許に対して、モンサントなどにロイヤリティを支払わなくてはならなくなった。
- ・ 日本の農研機構や各国の知見を得たら、モンサントなどは、それをベースに応用した品種開発（F1種）したものを特許申請する。農家はそれに高い手数料を支払わなくてはならなくなる。
- ・ TPPに7年間反対してきた。一番心配していることは、海外の多国籍企業が、日本市場を狙っていること。最初、外国企業は、コメ市場をF1種でやってしまう。
- ・ これまでのTPPでの米国の狙いは、医薬品だと、思っていた。子宮頸がんワクチンは、一本8万円するが、原価は、化学合成品なので100円足らず。トランプ大統領は、米国製薬会社幹部を集めて、米国の薬価は天文学的価格だ、下げろと迫った。
- ・ 種子も寡占状態になったら、いくらでも価格をつり上げられる。そのつけを国民が支払うことになる。

- ・ 今、コメの自家採取農家は、高齢化もあり、1割だけ。自家採取は種子に他の種子の花粉の交雑などがあるので、3年も経てば純粋なコシヒカリなどの公共の種子を新しく入れる必要がある。米国、カナダの主要農産物は、自家採取はだいたい2/3、残り1/3は州立の農業試験場や州立大学の公共機関の種子。

- ・ 日本では、大豆やトウモロコシの遺伝子組換え種子が132くらい承認されており、作ろうと思えば、すぐにでも作れる状態にある。コメについては、もう一回、カルタヘナ法での承認が必要だが、この前の国会で、カルタヘナ法が改正された。

- ・ グリホサート（除草剤）の残留農薬基準値が、物によっては、400倍に緩和された。農薬基準も変えられた。

- ・ いろいろ考えると、まず、F1種子で日本を席卷し、その次に、遺伝子組換えのコメではないか、

- ・農水省は認可するのか、認可しないのか判断を迫られることになるし、そもそも、食品安全委員会は、遺伝子組換え作物は安全と言っている。
- ・日本は、現行法の遺伝子組換え作物の表示義務付けのため、遺伝子組換え作物が作れない。ところが、TPP 協定では、27 条 8 項に遺伝子組換え農産物の新規承認を促進する、となっている。この TPP 協定を日本は署名して成立させ、有効と言っている。
- ・表示は、TPP では第 8 章 7 条に、利害関係者と意見を聴取して、それを考慮し、米国通商部を入れて決める、となっている。日本独自では、決められなくなった。日米 TPP 併行協議では、作業部会を設置する、となっている。作業部会は設置されている。消費者庁で遺伝子組換え表示の審議が行われている。傍聴に行った種を守る会の事務局が参加したら、写真を撮られたので、名刺を求めたら、米国大使館員だった。作業部会はもうできているのでは、と思う。
- ・遺伝子組換え表示は、調べたら、法律ではなく、内閣府令だった。安部首相が決めれば、いつでも変えられる。世界の流れと異なり、日本人が遺伝子組換えをさらにたくさん食べることになり、恐ろしいことだ。
- ・国産表示も、いずれできなくなる。野菜、果物などの産地表示も、できなくなるのではないか。韓国は米国と FTA を結んで、5 年間で 200 本を超える法律を変えた。韓国は、学校給食の 9 割が地産地消だったのを、FTA 規定の内外無差別、公平、公正により、ISD 条項で米国のカーギルなどから政府が訴えられるのを怖れて変えた。
- ・スイスに行って訪問した酪農家は、牛 20 頭の家族農業だが、所得補償として政府から年間 700 万円を受けている。
- ・農家の所得に占める政府の補助金の割合は、米国は 4 割くらい、日本は 38% となっているが、農協を通じ行くので、途中で手数料らの支払いで、直接農家にいく支払い分は、ほとんどない。私が所得補償をやった時が、29% くらいの農家への直接支払いを実現、その所得補償も来年からなくなる。日本では、農家への所得補償は、ほとんど消えていくことになる。スイスは 100%、フランスは 6~7 割、英国は 8 割。EU の農業の考え方が、産業とは考えないで、大切な食糧、命の糧と考えている。先々月、スイスに行った時に、国民投票で憲法に、食糧安全保障を規定した。
- ・日本のコメ・麦・大豆の種子を守りたい、議員立法での実現を目指して、一所懸命やっている。署名協力お願いしたい。
- ・「TPP 秘密交渉の正体（竹書房新書）」を出版したので、読んでほしい。

【第 2 部 質疑応答・議論】

堀田 輝也 氏 小口 悠 氏（穀物課 課長補佐）
山田 正彦 氏

1. [第 2 部 前半] 質問票（席上回収）に、講師が答える形式

- (1) 知見の提供によって官民総力を挙げるといいうが、民間事業者とはどこを指すのか。

外資系企業を排除できるのか。

→ **(農水省)** 日本の国益、つまり、国内の農業競争力の強化に貢献する方々を選定して連携することが前提。そもそも特定の事業者を想定して考えているわけではないので、その民間事業者の資本が国内か国外で区切りを設けてはいない。だが、企業ごとに考え方をしっかりと確認し、知見を適切に運用できる事業者を選定して、知見を提供することによって国内農業の競争力強化を行うことが重要。

(2) 主食である主要農作物の種子計画を、誰が今後、担っていくのか。

→ **(農水省)** 資料の「稲、麦類及び大豆の種子について(通知)」にも、都道府県が「米等の生産・販売を戦略的に行っている農業者や農業者団体等との意見交換等により、種子・種苗行政に関するニーズを的確に把握」した上で、「都道府県内の農業者が必要とする種子の調達状況の調査」を行い、「以上を踏まえて稲、麦類及び大豆の種子の供給に当たって都道府県の措置すべきことを整理する」と規定している。このように都道府県には、種子計画といった形式をとるか否かにかかわらず、種子に係る事業を円滑に進められるよう、引き続きしっかり対応していただきたいと考えており、都道府県横断的な課題は国としても協力して対応していく。

(3) 野菜の種子のように、海外生産が80%以上になり得ることを考えると、食料自給率はもっと下がるのではないか。

→ **(農水省)** 野菜の種子は、日本の企業が海外で生産して輸入しているものが90%以上となっている。一方、稲、麦類及び大豆の種子は、地域特性や需要に応じた多様な品種の生産が必要のため、現在定着している国内での生産体制が今後も継続すると考えている。

(4) 主要農作物の種子が種苗法によって管理されることとなれば、農家の自家採取ができなくなるのではないか。

→ **(農水省)** 御質問は、恐らく種苗法に定められた制度のうち、品種登録制度と指定種苗制度とを取り違えていると思われる。種苗法は第一章の総則、第二章の品種登録制度、第三章の指定種苗制度、第四章の罰則と4章で構成されている。種子法の廃止後の稲、麦類及び大豆の種子の優良な品質の流通は、第三章の指定種苗制度という、品種登録とは別な制度で運用されるもの。種子法の廃止によって農家の自家採種が妨げられることはない。

(5) 国益を守るためには日本人が生み出した成果は、国内のみで使えるようにすべきではないか。

→ **(農水省)** 国益は当然守り、国内農業の競争力強化に繋がるかという観点で取り組んでいく。

(6) 農業だけでなく、工業でも、外国から種導入し、日本で改良して完成して、外国企業に利益がでてしまうのは、早急に改善してほしい。

→ **(農水省)** 稲・麦類・大豆に限らず、我々は知財の流出は重大な問題と考えており、種子法の廃止に関わらず、しっかり対応していく。

(7) 民間企業のF1種子は、茎が太く収穫が困難で機械の消耗が激しく営農に適さず、結果として肥料、農薬などの資材コストがかかる。固定品種と異なり、継続して育てると、地力も落ち

ると聞いており、非生産的、非経済的にしか思えない。F1 種子を推奨し全て置き換えるという前提で農林水産省は説明するが、むしろ自家採取を奨励する方向に向かうことが、生産資材コストを下げることだとは考えられないのか。

→ **(農水省)** 日本で流通する種子が全て F1 に置き換わることは想定されない。あくまで農業者は、得られる収量や販売額、また種子の値段等を総合的に考慮し、それぞれ経営判断を行った上で購入する種子の品種を選択するもの。また、固定品種であっても多収性のある品種も多く開発されている状況にあることから、固定品種も選択されていくと考えている。いずれにせよ、農業者の多様な需要に対応した品種を提供することが重要。現状でも既に一部で F1 種子で活用されているものがあるが、それは、種子が高くても収量等のメリットがあるから農業者が選択しているためである。また、地力の低下は F1 品種であるためではなく、多収品種のためであると思われる。固定品種であっても飼料用米等に仕向けられている多収の品種は、地力の収奪が大きく、収量に見合った適正な肥料の投入が欠かせない。

(8) 民間の米が奨励品種になりづらいのは、農薬の必要量が多いから、という理由もある。「奨励する品種を増殖する」という法を廃止することで失われる安全性については、どう担保するつもりなのか。

→ **(農水省)** 民間企業で開発した米だから農薬の必要量が多いという事実はないと考えている。

(9) 農研機構が多収品種を多々開発しているようだが、それでも民間企業による参入が必要なのか。

→ **(農水省)** 民間企業はニーズの先、出口をもっている。どういう品種なら、誰に売れるのか、だからどういう品種を開発するのか、計画して実用化に向けたスピード感ある開発が可能であると考えている。農研機構が既に開発した有用な品種もそのような連携によっても、現場に普及されるような体制を作り上げたい。これが官民の総力を発揮する一つの形態だと考えている。

(10) 種子法の廃止により、奨励品種の決定が行われなくなるのか。

→ **(農水省)** 種子法を廃止しても、種子の安定供給に必要な従来からの取組を継続することを妨げることはない。都道府県の供給する種子に加え、民間事業者が生産する種子も供給され農業者の選択肢が増えることが理想である。

(11) 財政面での支援措置の確保について、現在、関係省庁と調整中とのことだが、廃止前と同額程度の予算が確保されるのか。

→ **(農水省)** 引き続き措置されるよう調整中。

(12) 種子法廃止の背景に無理がある。ねじ曲げているのではないか。コメの自給率は高いが、既に麦や大豆は輸入が大半であり、実質、既に民間の外資系企業になってしまっている。カルタヘナ法の改正によって簡単に日本に遺伝子組換え作物の輸入ができるようになったことや、種子法の廃止によって日本国内の稲が遺伝子組換え作物に置き換わり、安全性が損なわれ、食糧の自給率がさらに下降してしまう。

→ **(農水省)** 外資系企業の参入によって、遺伝子組換え作物が日本に導入される、また、輸入穀物が増えることによって自給率が低下するとの懸念だが、今回の種子法廃止によって遺伝子

組換え関係の規制の話は何ら関連がないため、遺伝子組換え作物について承認の基準が変更になるということもない。現状、国内において、食用の遺伝子組換え作物が栽培されている事実はなく、今後、外資系企業が日本国内に遺伝子組換え作物の種子を導入するという動きも承知していない。

また、先ほどの山田先生の話で、カルタヘナ法の改正の話もあったが、カルタヘナ法の改正は平成 29 年 2 月に行われている。違法な遺伝子組換え生物の使用によって生物多様性に損害を与えた場合の罰則を厳しくしたもの。皆さんが不安を抱えられるような、法改正を行っているわけではない。

(1 3) 輸入に道を広げる対策ではないか。値段が下がることは、消費者のメリットのようだが、かつての木材の自由化が林業、森林の荒廃を招いたことと通じる恐れがある。

→ (農水省) 種子法の廃止は、あくまで国内農業競争力強化のために、民間事業者の力を取り入れるための官民連携を進めることを目的としており、このことで輸入の障壁を下げたり、貿易の自由化に係る規制の変化はない。

(1 4) もっと国民的コンセンサスを得る時間、農民、消費者の声を聞くべきだ。資材と種子の供給を一緒にすべきではない。

→ (農水省) 農業競争力強化支援法は、資材の業界ごとの課題に応じて支援を行うこととしており、農薬や製粉業界など、業界や資材の銘柄の合理化によるコスト低下が必要な分野がある。一方で、農業機械が代表例だが、寡占化分野や新規参入が必要な分野については、より多くの事業者に参加してもらって、農業者の利益に貢献しようとする措置を行うもの。種子法廃止もこの新規参入が必要な分野であり、農薬等のように銘柄を集約するといったことを目的とした分野ではない。種子法の廃止によって民間事業者の参入を進め、官民の総力を挙げた体制を構築することで、農家の選択肢を広げるために、需要に応じた多様な品種を供給していくことを目的としている。

(1 5) 種子法廃止が国内農業競争力強化に何をするのか、教えてほしい。

→ (農水省) 農産物の質を決める一番の基になるのは種子、種苗だと考えている。優良な種子・種苗が持続的に開発され、国内の農業者に供給されることが、国内農業の重要な力になっていく。官もしっかりやり、さらに民の力の導入で、この力を伸ばしていきたい。

(1 6) 食料自給率は 40%を切っているが、国際競争力を強化することで回復できるのか。

→ (農水省) これから農業者の高齢化や減少が加速度的に進む中で、特に、担い手の確保が重要な課題となっているなど、自給率向上のためには様々な課題がある。今後とも、食料自給率について位置付ける法律である食料・農業・農村基本法をベースに、食料自給率の向上のために全力で取り組んでいく。

(1 7) 稲・麦・大豆種子は、従来、都道府県が品質確認していたが、今後、都道府県との分担管理は、どうなるのか。

→ (農水省) 県内のみで種子が生産・販売されているなら、その県が確認するが、事業者が 2 県以上にまたがる営業所を有するのであれば、国が対応する。

(18) 品種開発の予算はなんという法律で確保されているのか。

→ (農水省) 品種開発は法律で予算を担保している訳ではない。農林水産省として基本的な研究の方向性について基本計画を示し、各都道府県の農業振興方針に基づいて予算措置が行われている。また、国は補助金等で都道府県をはじめとした現場での試験研究を支援している。政策には必ずしも法律の根拠が必要というものではなく、研究開発はまさにその事例。

(19) 機能性のあるコメが開発されれば、農家の手取りが上がるということだが、想定される「機能性のある米」について、具体的に示していただきたい。

→ (農水省) 最近では、ギャバ米、血糖値の上がりにくい米等を農研機構も開発している。こういった米の需要が増えて高付加価値で取引され、農家の手取りが向上することが重要ということ。

(20) 米・麦・大豆の種子の生産に意欲を示しているとされる民間企業を国内外それぞれ、いくつか例示していただきたい。

→ (農水省) 特定の事業者を念頭においた制度改正ではなく、通知にもお示ししたとおり、種子法によって民間企業の意欲が損なわれていると考えられたことから法の廃止に至ったところ。今後、知見の提供などによって官民連携を進めてまいりたい。

(21) 「種子」を対象とするとき、競争力強化は、効率性と切り離せず、その場合、育成される種子は効率性の観点から「多様」ではなくなっていくのではないかと懸念する。一度失われた種子は、二度と手にすることはできない。多様性の確保について、「官民協働で」どのように取り組むのか、具体的なプラン・考えを教えてください。

→ (農水省) 都道府県は引き続き種子の安定的な生産に関わっていくと聞いており、国の交付税の措置も続けられるよう調整している。従来 of 体制に加えて、民間事業者の参入が進むという形となるので、栽培される品種は、むしろ増えると考えている。「一度失われた種子は、二度と手にすることはできなくなる。」という御指摘は、遺伝資源としての種子の保管についての御懸念かと思われるが、遺伝資源の保管は、種子法にかかわらず、各研究所等による保管によって行っていることに加え、国もジーンバンク事業によって今後とも引き続き遺伝資源を確保していく。遺伝資源の重要性は認識しており、この事業は今後もしっかり続けていく。

(22) 本件の施行は暴挙としか思えない。種子法廃止に対する対案立法は、具体的にどのようなものにすべきだ、とお考えなのか。

→ (山田氏) 先ほど、スイスで「国民投票で憲法に、食糧安全保障を規定した。」と話したが、これは、食糧主権を法制化したということ。これを、議員立法でやる。農家もほとんどの人が、これを知らない。JA も知らない。農水省から、予算を付ける話があったが、農水省予算は380項目くらいの項目に、一つひとつ、さらに、その中に小さな細目があり、何千万円という単位にまでやる。一般交付金は、都道府県は、縦割りの中ではあるが、自由に使えることになっているが。しかし、種子法廃止し、まさか、運用規則まで廃止する、とは思わなかったが、廃止し、通知では、直ちにやめるものではない、という次官通知を出したら、予算ができない。一般交付金になっていると言っても、細かいところにまで絞っている。種子法廃止後の予算対

応ができるのか、難しいと思う。予算化には何らかの法律が必要である。みんなで法律作るのに頑張るしかない。

他にもいろんな質問がきているが、勘弁してもらいたい。

→ **(農水省)** 今後、種子の品質確保は、種子法に代わって種苗法に基づき、流通する種子の品質の確認を国又は都道府県が行うことで実施することとなった。種子法の廃止後も都道府県は種子に関して法律に基づく業務を行うこととなる。これを丁寧に関係省庁に説明している。

→ **(山田氏)** 都道府県が抜き打ちで審査させる、ということか。

→ **(農水省)** 種子法でやってきたことと同じように、ほ場審査、生産物審査を行うと各都道府県から聞いている。

→ **(山田氏)** 根拠になる法律、運用規則もなく、どうやって総務省、財務省に説明するのか。

→ **(農水省)** 地方交付税は必ずしも法律に基づかないと措置されないということはない。また、種子法の廃止後も、種苗法や農業競争力強化支援法に基づいて都道府県が種子の供給の業務を実施することとなることについて、具体的に説明している。現在は政府として予算を編成している段階であり、調整が整った段階で説明させていただきたい。

2. [第2部 後半] 席上の質疑応答

(1) 最初の質問票への回答で、「資本が国内か国外で区切りを設けることはしない」と回答する一方で、「知見を適切に運用できる事業者に知見を提供し、国内農業の競争力強化を行うことが重要。」と発言があったが、誰がどうやってそのように判断するのか。

→ **(農水省)** 知見の提供主体は、実際に試験・研究を行っている国の独立行政法人や、都道府県の試験場等であり、どのような民間事業者を対象に知見を提供するか判断は、それぞれの機関が検討し、判断するもの。国内農業の競争力を上げることが農業競争力強化支援法の目的であるが、個別の事例毎に目的に鑑みて判断することとなる。この知見の提供は、適切な契約に基づき行うことが必要であり、都道府県においては必要に応じて国に適宜相談していただくこととしている。

(2) 農水省の説明する競争力強化は、海外の農家に対しても行うものなのか。

→ **(農水省)** まずは、国内の消費者の需要に応えていくことが基本。市場がグローバル化していく中で、国産の農産物が国際舞台でも勝負していけるようにしたい。

→ **(山田氏)** そうではないのでは、ないか。国会答弁でもそうだが、TPPも同じだが、自由貿易推進すると大臣答弁しているように、海外企業も国内企業も同じ土俵だろう。モンサントが農研機構に、この品種を適用するよう求めたら、断れない、断ると、TPPのISD条項やWTOで訴えられる。内外無差別、公平公正なのだから。日本の企業を優先して知見を提供することは、できないはずだ。TPPを日本は批准したのだし、WTOも批准しているのだから。

→ **(農水省)** 企業が外資か否かでなく、契約締結時に、開発の利益が国内に向けたものとする等、契約の中でその方向性をコントロールしていくことは可能と考えている。

→ **(山田氏)** 今までは、茨城県だと、2千トン生産で苗場農家だけで、300~400人いた。この

人たちに、今まで通りに、今後、F1 や遺伝子組換えを作成させるのか、三井化学や住友化学が、こういう苗場農家での生産は、ありえないだろう。

→ **(農水省)** 三井化学の開発したみつひかりのような品種の F1 種子は、独自に種場を設け、民間のみで作っている。固定品種では、一部は県も関与する種場と協力して種子生産を行っているが、今後、官民の連携を進めることで新たな連携が増加すれば、最終的に消費者が選択できる種子が増えると考えている。実際に、現在、国内で遺伝子組換えの食用作物は全く栽培されておらず、現在消費者が遺伝子組換え品種に抵抗を感じている現状で、遺伝子組換えが普及していくことは想定されない。

(3) 種子法廃止は、新聞で見る情報では、全部がなくなってしまうという印象だったが、今日の話で、これは、ある意味種苗法への一部改正ではないかと受け取った。それだったら、いい方向に変わる部分もあるので、どんどんやっていただきたい。ただ単に「廃止」と聞くと、いろんな判断をしてしまう。農林水産省もマスコミに流すときの言葉を考えてもらいたい。疑いがかからないような言葉、マスコミ報道をお願いしたい。

→ **(農水省)** 建設的なご意見に感謝。「廃止」という言葉はネガティブなイメージが先行する印象ということか。法律では廃止なのだが、中身はこういうことなので、と正しく伝わるように努力していきたい。

以上